

第 5 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 24 年 5 月 21 日 (月) 午前 10 時 00 分

場 所 津市河芸庁舎 3 階防災本部室

出席部会委員 ^の2野田 ^{ひさただ}久忠・^{おおた}3太田 ^{よしまさ}義政・^{あかつか}5赤塚 ^{かおる}薫・^{あおき}6青木 ^{しょうじ}正司
^{いとう}7伊藤 ^{せいいち}征一・^{おくやま}9奥山 ^{まさお}正夫・^{ごとう}11後藤 ^{かつ}勝・^{さか}13阪 ^{よしいち}芳一
^{まきの}17牧野 ^{れいきち}礼吉・^{ますじ}18増地 ^{かずひさ}和久・^{しみず}23清水 ^{きよし}清
^{なかばやし}24中林 ^{ちょういち}長一・^{にしぐち}41西口 ^{まさくに}正國

以上 13 名

欠席委員 ^{まゆみ}4 眞弓 ^{すみかず}純一・^{たなか}47 田中 ^{かずよし}千福・^{しみず}14 清水 ^{ぶんべえ}文兵衛・^{むらじ}19村治 ^{たかし}隆史

出席部会員外委員 会長 野田 悟

議 長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・草深次長・竹田主事

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平主査

芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議事録署名者 ^{あおき}6 青木 ^{しょうじ}正司・^{にしぐち}41西口 ^{まさくに}正國

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・賃貸借権)

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・賃貸借権)

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・使用貸借)

議案第 7 号 非農地証明願について

議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定に

ついて（別冊）

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第5回第1農地部会を開会させていただきます。 欠席委員が4名、眞弓さん、村治さん、田中さん、清水さんでございます。 それでは、議事録署名者を私のほうから指名をさせていただきます。 青木正司さん、西口正國さん、よろしくお願いたします。 それから、13名出席でございますので、本会は成立とさせていただきます。 よろしくお願をいたします。 それでは、事務局の報告案件。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1、地区 櫛形、受人 _____、貸し人 _____、申請地 産品池ノ尻 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積2,648㎡。 これにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。 ほかの2番から5番についても、同じく利用権設定を合意解約したものであります。 以上、件数は5件で18,748㎡、その内容は田であります。 3ページをお願いたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 これらにつきましては、相続により取得した農地の届出でございます。件数は3件、合計面積は8,590㎡で、その内訳は、田が6,392㎡、畑が2,198㎡でございます。いずれの案件もあっせん等の希望はございません。 5ページをお願いたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1、地区 白塚、届出者 _____、届出地 白塚町白山 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積812㎡。 これにつきましては、797㎡は共同住宅建設用地として利用し、15㎡は道路を拡幅し市へ寄附しようとするものでございます。 番号2、地区 白塚、届出者 _____、届出地 白塚町白山 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積125㎡のうち4,31㎡。 これにつきましては、道路の拡幅により市へ寄附しようとするものでございます。 番号3、地区 橋北、届出者 _____、届出地 江戸橋3丁目 _____番、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積264㎡。 これにつきましては、隣接する宅地との一体利用で、建築面積は265.04㎡の木造2階建て長屋住宅2棟を建築しようとするものです。昭和62年10月より駐車場として利用しておりまして、始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。</p>

番号4、地区 橋南、届出者 _____、届出地 津興松村 _____番 台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積18㎡。

これにつきましては、50年以上前から隣接する宅地と一体利用されてきたもので、現在は車庫として利用しております。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

以上、件数は4件で、1,098㎡、内容は畑でございます。

6ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 橋北、受人 _____、渡人 _____、届出地 島崎町 _____番、台帳地目 田、現況地目 畑、面積55㎡。

これにつきましては、受人は共有名義で所有している渡人より届出地を譲り受け、届出地の西隣にある自宅敷地と一体利用しようとするものでございます。

番号2、地区 橋北 受人 _____、渡人 _____、届出地 島崎町 _____番 台帳地目 田、現況地目 畑、面積808㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、13台分の貸駐車場を造成しようとするものでございます。

番号3、地区 敬和、受人 _____、渡人 _____、届出地 中河原西興 _____番 台帳地目・現況地目とも畑、面積201㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、届出地の東隣にある自社駐車場と一体利用しようとするものです。

番号4、地区 藤水、受人 _____、渡人 _____、届出地 垂水西浦 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積538㎡外6筆で計2,591㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、隣接地と一体利用し、1区画平均219㎡の分譲住宅13区画を造成しようとするものです。

番号5、地区 藤水、受人 _____、渡人 _____、届出地 垂水門田 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積4,21㎡外2筆で計1,162.21㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、33区画の宅地分譲をしようとするものです。

番号6、地区 藤水、受人 _____、渡人 _____、届出地 藤方結城 _____番、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積641㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、宅地造成をしようとするものです。なお、届出地は平成19年ごろより耕作をしておらず、草を生やさないよう管理してきたもので、始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

番号7、地区 藤水、受人 _____、渡人 _____、届出地 垂水西浦 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積3,4㎡外5筆で合計3,392.5㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、宅地分譲をしようとするものです。その内容は、宅地20区画及び道路と公園でございます。

番号8、地区 高茶屋、受人 _____、渡人 _____、届出地 高茶屋2丁目 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積64㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、隣接の宅地と一体

利用しようとするもので、母屋への通路や既存物置を移動して利便性を高めようとするものです。

番号9、地区 高茶屋、受人 _____、渡人 _____、届出地 高茶屋小森町向山_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積375㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、建築面積約145㎡の2階建て一般住宅を建築しようとするものです。

番号10、地区 高茶屋、受人 _____、渡人 _____、届出地 高茶屋小森町瓦ヶ野_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積335㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、12台分の貸し駐車場を造成しようとするものです。なお、届出地は届出者の父が昭和35年ごろに借家を建て、平成18年に取り壊した以降、空き地になっております。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

番号11、地区 上野、受人 _____、渡人 _____、届出地 河芸町上野中須_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積71㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、木造瓦葺2階建て延べ床面積136.62㎡の一般住宅を建築しようとするものです。

番号12、地区 上野、受人 _____、渡人 _____、届出地 河芸町上野中須_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積149㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、木造瓦葺2階建て延べ床面積136.62㎡の一般住宅を建築しようとするものです。

番号13、地区 上野、受人 _____、渡人 _____、届出地 河芸町上野中須_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積316㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、現在の住宅の敷地として一体利用しようとするものです。

番号14、地区 上野、受人 _____、渡人 _____、届出地 河芸町上野中須_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積85㎡外1筆で合計179㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、現在の住宅の敷地と一体利用しようとするものです。

番号15、地区 香良洲、受人 _____、渡人 _____、届出地 香良洲町新開地_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積287㎡。これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、延べ床面積125.85㎡の2階建て一般住宅を建築しようとするものです。

以上、件数は15件で10,626.71㎡、内訳は田が5,244㎡、畑が5,382.71㎡でございます。

8ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）についてでございます。

番号1、地区 一身田、借り人 _____、貸し人 _____、届出地 一身田平野護摩田_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積92㎡。

これにつきましては、借り人は貸し人より届出地を使用貸借し、木造トタン葺2階建て延べ床面積50.51㎡の一般住宅を建築しようとするものです。

以上、件数は1件で92㎡、その内容は畑でございます。

以上で説明を終わります。

議長 はい。ありがとうございました。事務局の説明があつたとおりでございます

ので、報告案件についてよろしくお願ひいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願ひいたします。

事務局

9ページをお願ひいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 高野尾、受人 _____、面積11,042㎡ 渡人 _____、面積 4,437㎡、申請地 高野尾町下り町_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,576㎡でございます。

これにつきましては、受人は高齢で労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 黒田、受人 _____、面積19,209.12㎡、渡人 _____、面積 12,049㎡、申請地 河芸町三行椽本_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,629㎡、外5筆で合計3,428㎡。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものでございます。

番号3、地区 椽本、受人 _____、面積15,128㎡、渡人 _____、面積 8,779㎡、申請地 芸濃町椽本眞虫谷_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積687㎡、外7筆、合計1,946㎡。

これにつきましては、受人が渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものでございます。

番号4、地区 安西、受人 _____、面積37,856㎡、渡人 _____、面積 8,305㎡、申請地芸濃町萩野前興_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積664㎡、外1筆で合計2,046㎡。

これにつきましては、受人は遠方に居住し耕作が困難な渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものでございます。

番号5、地区 村主、受人 _____、面積120,477㎡、渡人 _____、面積 571㎡、申請地 安濃町連部日焼_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積287㎡。

これにつきましては、受人は高齢で病気の渡人より申請地を譲り受け、営農拡大を図ろうとするものです。

番号6、地区 安濃、受人 _____、面積80,443㎡、渡人 _____、面積13,224㎡、申請地 安濃町曾根西川原_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積609㎡。

これにつきましては、受人は高齢で労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、営農拡大を図ろうとするものです。

番号7、地区 明合、受人 _____、面積640,202.83㎡、渡人 _____、面積 5,821㎡、申請地 安濃町野口長岨_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積2,177㎡外2筆で2,541㎡。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

以上、件数は7件で12,433㎡、その内訳は田が11,123㎡、畑が1,310㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い、農機具も保有しており、周辺の農地

に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。地元の委員さん意見を伺います。それでは、1番、高野尾。

赤塚委員 5番 赤塚です。今、事務局が申されましたとおり報告どおり、高齢化による労働力不足ということと、また地元の農振の委員と審議いたしまして、何ら問題ないということで、よろしく願います。

議長 はい、ありがとうございます。2番、黒田。

阪委員 13番、阪。この方も特に問題はないということ聞いておりますけど、これからの後継者で、こうやって農業を拡大してくれるような人がまだほかにもいないだろうかという意見がよく出ておるけど、こうやってどんどんやってくれる人がおれば、喜んでしてもらおうということで、特に問題がないということです。

議長 はい、ありがとうございます。3番、棕本。

牧野委員 17番 牧野です。この_____さんっていうのは、お父さんは亡くなられて息子さんもようせんということでございまして、_____は自分の今持っておる土地の隣のところで利便もええということでございました。何ら問題はないと思いますので、よろしく願います。

議長 4番、安西。

牧野委員 同じく17番 牧野です。この方も息子さんも百姓されておって経営拡大ということでございますので、何ら問題ないと思います。よろしく願います。

議長 はい。5番、村主

清水委員 23番 清水です。これ、現地確認行きて、_____は大変担い手で今頑張ってもらっておりますので、何も問題ないと思いますので、よろしく願います。

議長 6番、安濃

中林委員 24番 中林。6番安濃でございますが、この_____さんは担い手で、非常に農業に熱心な方でございます。何ら問題はございませんので、よろしく願います。

議長 はい。7番、明合

中林委員	7番は_____さん。この方も担い手農家の熱心な方でございます。理由はただいまの説明のとおりでございます。非常にまあ適切かと思えます。よろしくご承認のほどお願いいたします。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	はい、ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、議案第1号について許可することに決定をいたします。 次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借）、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	11ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1、地区 椋本、借り人 _____、面積 0㎡、貸し人 _____、面積 38,041㎡、申請地 芸濃町椋本東富家_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積7,861㎡のうち5,000㎡。 これにつきましては、借り人は貸し人より申請地を賃貸借し、トマトの温室栽培で農業に新規参入しようとするものです。 以上、件数は1件で5,000㎡、その内容は畑でございます。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。 それでは1番、椋本。
牧野委員	17番 牧野です。これ現在、この_____さん、今もう、この隣接するところで本格的に大きなハウスでミニトマトを作ってみえまして、そこへ新しく新規参入したいということで、そのまだ残っておる土地へまたハウスを建ててトマトを作りたいということでございまして、現地も確認いたしましたけど、何ら問題はないと思えますので、よろしくお願いをいたします。
議 長	はい。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可することに決定をいたします。 次に、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農

業委員会許可)。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

12ページをお願いします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 棕本、申請者 _____、申請地 芸濃町棕本東豊久野_____番、台帳地目 田、現況地目 畑、面積786㎡。

これにつきましては、申請者は建築面積221.98㎡の4軒分の長屋住宅を建築しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で786㎡、その内容は田でございます。農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。

1番、棕本。

牧野委員

17番 牧野です。この今申請の上がっておる土地の東側は集合住宅というかアパートが建っておりまして、その西側の隣接するところへ長屋住宅を建てる。もう現在その周辺は集落排水といいますか、下水道も完備されておりまして、近隣に何の迷惑もかけるということもないと思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。

議長

はい。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

13ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 黒田、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町高佐宇志呂_____番、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積98㎡。

これにつきましては、中勢用水水路の設置に伴う道路拡張により段差が2メートルほどでき、農業機械が入らなくなったため、平成5年に植林してしまっただけです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本眞虫谷_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,250㎡。

受人は渡人より申請地を譲り受け、舗装用骨材の露天集積保管場所として利

用しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本念佛田_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積105㎡。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、現在隣地に4台分ある駐車場が狭いので、申請地を利用し2台分を増やそうとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本眞虫谷_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積60㎡、外1筆で合計144㎡。

これにつきましては、受人は現在市外でアパート住まいをしておりますが、渡人より申請地を譲り受け、木造平屋建て101.85㎡の一般住宅を建築しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件で1,597㎡、その内訳は田が1,250㎡、畑が347㎡でございます。いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、地元委員さんの意見を伺います。1番、黒田。

阪委員 13番 阪。先般、私現場を見てきましたが、特に問題ないと思います。よろしく願います。

議長 2番、棕本。3、4と願います。

牧野委員 17番、牧野です。この2番の案件につきましては、14日、会長さん始め、事務局の方に立ち会いを、ご苦労さんでございました。この_____さんというのはリサイクルの今仕事をされておられて、その中で材料の骨材というか、そういうのを置く場所が少ないので、ここへ買い受けて資材置き場をしたいということでございました。水路とかいろいろ端にありまして、近隣の農地の方に承諾を得た、ということでございますので、何ら問題ないと思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。

それから、3番、ここも車を置く駐車場が少ないので2台分を買いたいということでございまして、ここにも何ら問題ないと思います。

それから、4番のこの案件は、今この周辺全部がもう建て売り住宅が建っておりまして、1区画、現地確認に行きましたところ、更地で残っておるといような、台帳地目がまだ畑ということでございまして、何ら問題ないと思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。

議長 はい。実は先般、会長と委員さんと事務局の方と現地を見に行ったときに、水路の上へ鉄板をかけて進入口を作るといことでありまして、地元委員さんは、良いではないかということで承諾はしたんやけれども、もしその骨材がその水路、まだ生きておる水路でございまして、誓約書を事務局のほうでとってもらいましたんで、そういうことでございまして、念には念を入れて、それから地元の委員さんがうんと言った以上は、地元委員さんも責任があるので、ちゃんと後々面倒を見てもらえるようお願いいたします。

そういうことでございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定いたします。

次に、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 椋本、借り人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町 椋本東豊久野 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,421㎡、外11筆で合計7,848.24㎡。

これにつきましては、借り人は貸し人より申請地を賃貸借し、スーパーマーケットやドラッグストア等の複合店舗を建設しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で7,848.24㎡、その内訳は田が2,089㎡、畑が5,759.24㎡でございます。いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元の意見ををお願いします。

1番、椋本。

牧野委員 17番、牧野です。これも14日、同じ日に立ち会いをしていただきました。どうもご苦労さんでございました。ここ、_____と、それから_____というのが進出してくるということでございます。場所は椋本の_____の前ということでございます。これも、もう下水もできておりますし、何ら問題ないと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

議長 はい。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい。それでは、異議なしと認め、議案第5号について許可することに決定いたします。

議長 それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定いたします。

次に、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

15ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 栗真、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 栗真小川町南浦 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積198㎡。

これにつきましては、借り人は子どもの成長により居宅が手狭になってきたため、貸し人より申請地を使用貸借し、平成22年7月に一般個人住宅を建築してしまったものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 大里窪田町花村 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積495㎡。

これにつきましては、借り人は貸し人より申請地を使用貸借し、建築面積113.15㎡の分家住宅を新築しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 上野、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 河芸町上野上ノ垣内 _____番、台帳地目 田、現況地目 畑、面積281㎡。

これにつきましては、借り人は貸し人より申請地を使用貸借し、建築面積101.5㎡の分家住宅を新築しようとするものでございます。

番号4、地区 村主 借り人 _____、貸し人 _____、申請地 安濃町今徳山出 _____番、台帳地目、現況地目とも畑、面積600㎡。

これにつきましては、借り人は市内で親と同居していますが、子どもの成長に伴い居宅が手狭になったため、貸し人より申請地を使用貸借し、専用住宅を建築しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安西、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 芸濃町萩野大屋垣内 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積680㎡。

これにつきましては、借り人は現在の住宅が狭小なため、貸し人より申請地を使用貸借し、建築面積76.92㎡の農家住宅を建設しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、2,254㎡、その内訳は田が281㎡、畑が1,973㎡でございます。いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。

それでは、1番、栗真。

青木委員

6番 青木です。農振の林委員より連絡ありまして、始末書も提出されており問題ないということで、よろしく申し上げます。

議長

2番。7番の伊藤でございます。これは親子でございまして、隠居用を建てるので何ら問題なかろうと思えます。排水も全部できておりますので、よろしくをお願いいたします。

3番、上野。

阪 委員	13番 阪。これも特に問題ないと、現場を見て確認しました。よろしくお 願いします。
議 長	4番、村主。
清水委員	はい。23番、清水です。これも14日に確認をいたしました。これも親子 で、現地は全部集落排水が完備されておりますので、何ら問題はないと考えま すので、よろしくお願ひします。
議 長	5番、安西。
牧野委員	17番 牧野です。この方も親子関係でございまして、手狭になったため家 を建てるということでございまして、何ら問題ないと思ひますので、よろしく お願ひをいたします。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨ございました。皆さんいかがでございまし ょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	はい、ありがとうございます。
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第6号について許可をすることに決定いた します。 続きまして、議案第7号、非農地証明願、事務局の説明をお願いいたしま す。
事務局	16ページをお願いします。 議案第7号、非農地証明願についてでございます。 番号1、地区 大里、願出者 _____、申請地 大里睦合町大掛_____ 番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積1,983㎡、外1筆で合計4,111㎡。 これにつきましては、願出者は昭和47年に_____を建設し、徐々に拡大し つつ現在に至っているものです。昭和63年に国土地理院が撮影した空中写真 撮影記録証明書と隣接地の所有者による証明が添付されておりますことから、 20年が経過していると判断されます。津市農業委員会非農地証明事務取扱要 領第3条第1項第2号の規定により建物もしくは工作物の建造等がなされてお り、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しており ます。 番号2、地区 明、願出者 _____、申請地 芸濃町忍田八之坪_____ 番、台帳地目 田、現況地目 山林、面積333㎡。 これにつきましては、願出地は傾斜地にある田でしたが、約40年前に雨水 害により崩落した土砂が流入して田への復旧が不可能となったため、やむを得 ず当時の所有者が杉及びヒノキ約200本を植林し、現在、木は直径20から 30センチに育っております。なお、傾斜地の上下には災害防止のための擁壁 が建造されているため、農機具の乗り入れができず、今後農地に復旧する見込

みはありません。昭和63年に国土地理院が撮影した空中写真撮影記録証明書が添付されており、これら物件が確認されますことから、20年が経過していると判断されます。津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により建物もしくは工作物の、非農地で植林されており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

番号3、願出者 _____、申請地 芸濃町忍田八之坪 _____番、台帳地目 田、現況地目 山林、面積678㎡。

これにつきましては、願出地は傾斜地にある田でしたが、約40年前に雨水害により崩落した土砂が流入して田への復旧が不可能となったため、やむを得ず当時の所有者が杉及びヒノキ約400本を植林し、現在、木は直径2～30センチに育っております。なお、傾斜地の上下には災害防止のための擁壁が建造されているため、農機具の乗り入れができず、今後農地に復旧する見込みはありません。昭和63年に国土地理院が撮影した空中写真撮影記録証明書が添付されており、これらの物件が確認されますことから、20年が経過していると判断されます。津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定により、植林等がされ20年以上経過している要件に該当しております。

以上、件数は3件で5, 122㎡、その内訳は田が3, 139㎡、畑が1, 983㎡でございます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

1番、大里でございます。私です。

先々月やったか出てきて、証明願と添付書類がそろっておりませんので、事務局の方から指導して、航空写真並びに隣地の _____さんにその証明をもらっててもらいました。客観的証明が出てきましたので許可するというところで、よろしく願いをいたします。

議長 それでは、2番、明。

増地委員 18番 増地です。これは _____をやっている裏にありまして、もう始末書も出ていますけども、田んぼにならないとこでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長 はい。3番も。

増地委員 一緒です。隣接地です。

議長 はい、よろしいですな。

地元委員さんから、説明がありましたので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第7号については証明することに決定いたします。

次に、別紙でお配りしました議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条

の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いいたします。

表紙を1枚めくっていただきたいと思っております。

今月は、右下の合計欄に掲げてありますように、総合計で、184,059㎡の集積がありました。各地区別に一番下の合計欄で説明をいたします。

津地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて85,028㎡で、畑の使用貸借が306㎡で、件数は29件でございました。所有権移転はございませんでした。

河芸地区につきましては、田の賃貸借が1,114㎡で件数は1件でございました。所有権移転はございませんでした。

安濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて53,756㎡で、畑の賃貸借が141㎡で、件数は17件でございました。所有権移転はございませんでした。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて11,644㎡で、畑の賃貸借が2,849㎡で、件数は8件でございました。所有権移転はございませんでした。

美里地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせまして29,221㎡で、件数は17件でございました。所有権移転はございませんでした。

香良洲地区につきましては今回はございませんでした。

以上、合計で田の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて180,763㎡で、畑の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて3,296㎡、総合計が184,059㎡で、72件となっております。

認定農業者への集積状況は25件で90,259㎡となっており、先月に比べ約69.1%、件数では75.8%となっております。

なお、内訳は計画の概要のとおりでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

はい、ありがとうございます。それでは、議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

それでは、本日、本会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

以上で第5回第1農地部会を終了いたします。

午前10時55分

上記は、第5回第1農地部会の議事を録したものである。

平成24年5月21日

議 長

出席委員

出席委員